

しゅうがくえんじょせいど 就学援助制度について

出水市教育委員会

出水市では、市内の小・中・義務教育学校に就学している児童生徒のご家庭で経済的にお困りの方に、学用品費や学校給食費等の就学に必要な経費の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

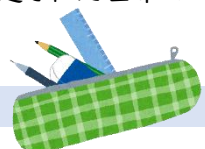
就学援助を希望される方は、下記をご確認の上、申請してください。

また、就学援助は毎年度申請が必要となります。昨年度認定されている世帯でも自動的に継続とはなりませんので、次年度以降も援助を希望される場合は必ず申請してください。

1 援助の対象となる方

出水市に住所を有する方で、以下のいずれかの就学援助の要件に該当する方が対象です。

- (1) 生活保護を受給している方 ※申請の必要はありません。修学旅行費と医療費について援助があります。
- (2) 生活保護が停止又は廃止になった世帯の方
- (3) 市町村民税が非課税若しくは減免、国民健康保険税の減免、又は国民年金の掛け金等の減免を受けている世帯の方
- (4) 児童扶養手当を受給している世帯の方(児童手当とは異なります。)
- (5) その他、生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会で認定された世帯の方(申請後に所得審査を行います)



2 就学援助の内容(年額)

費目名	内容	小学校	中学校	対象者	支給時期(予定)
		〔義務教育学校 前期課程〕	〔義務教育学校 後期課程〕		
学用品費	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円	全学年	1学期分:6月下旬 2学期分:10月下旬 3学期分:2月下旬
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費 (新入学児童生徒学用品費を給付する場合は除く。)	2,270円		1学年を除く	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動に参加するため直接必要な交通費・見学料	1,600円以内	2,310円以内	実施学年のみ	学校からの実績報告後の支給時期
体育実技用具費	体育の授業に必要な体育用具費 (柔道着・剣道衣等)	—	4,600円以内	該当者のみ	2学期分以降の支給時期
新入学児童生徒学用品費	小・中学校へ入学する者が通常必要とする学用品、通学用品費の購入費	51,060円	60,000円	1学年のみ	入学後:6月下旬 入学前:前年度の3月中
クラブ活動費	クラブ活動の実施に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	1,000円以内	18,000円以内	該当者のみ	2学期分以降の支給時期
生徒会費	生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	—	1,200円以内	全学年	
PTA会費	PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	3,290円以内	4,070円以内	各学校の長子のみ	1学期分:6月下旬 2学期分:10月下旬 3学期分:2月下旬
通学費	片道の通学距離が小学生は4km以上、中学生は6km以上の者で、通学のため交通機関を利用した場合の交通費	出水市通学補助金交付要綱に準拠		該当者のみ	
修学旅行費	修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、その他均一に負担すべきこととなる経費	実費		実施学年のみ	実施される学期の支給時期
医療費	むし歯や結膜炎、中耳炎等の学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病の治療に要した医療費	被保険者自己負担額		該当者のみ	直接医療機関へ支払います
学校給食費	保護者が負担する学校給食費	実費		全学年	1学期分:6月下旬 2学期分:10月下旬 3学期分:2月下旬
オンライン学習通信費	指定された教材が提供された場合の、オンライン学習に必要な通信費	12,000円以内	12,000円以内	該当世帯のみ	1・2学期分: 10月下旬 3学期分:2月下旬

※新入学児童生徒学用品費は、就学前又は新入学時に申請し、認定された世帯の新入学児童生徒に支給します。

※支給額は令和5年4月1日時点のものです。金額は変更になる可能性があります。

3 申請方法

援助を希望される方は、学校又は教育総務課で必要書類を受け取り、以下のとおり申請してください。
小学校と中学校に児童生徒がいる場合は、それぞれ在学中の小学校と中学校に提出が必要です。



	前年度に引き続き申請される方	初めて申請される方
提出書類	①令和5年度就学援助費申請書・口座振替依頼書 ②同意書	①令和5年度就学援助費申請書・口座振替依頼書 ②同意書 ※マイナンバーがわかる書類をお持ちください。もし、手元にない場合は、申請時に御相談ください。 ※通帳の写しが必要です。通帳をお持ちいただければ、その場で写しを取ります。
提出先	お子様の在籍する学校	教育総務課（出水市役所4階⑦番窓口） ※各支所、郵送では受け付けられません。
提出期限	前学年の2～3月の学校の定める期日	4月末

※上記の提出期限は、年度当初の4月分からの支給を希望する場合です。

※年度途中でも、父母の離婚や死亡などで世帯構成が変わった、世帯の経済状況が悪化した等生活状況に変化があったりした場合は、随時申請することができます。その場合、認定された際の制度の適用は申請された月の翌月分からとなり、支給額が減額されますのでご注意ください。

4 審査

上記の提出期限までに申請書類を提出された方の認定・非認定の審査結果は、6月中に申請された保護者の方へ通知します。ただし、未申告等で所得が不明な場合や、書類に不備等がある場合は、審査ができないため、遅れることがあります。期限後に申請された分については、書類審査が済み次第随時通知します。

5 支給方法

就学援助費は、年3回に分けて原則指定された保護者の口座に振込みます。ただし、校納金の滞納等があれば現金払いとなり、未納の校納金へ充当させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

支給対象月（4月からの認定の場合）	支給時期
1学期分（4～7月分）	6月末
2学期分（9～12月分）	10月末
3学期分（1月～3月分）	2月末



※令和5年度から給食費については、原則として学校へ直接振込む形式に変更となります。

ただし、4～6月は審査期間のため、通常どおり学校へお納めください。

6 その他（必ず最後までお読みください）

- (1) 就学援助費は使用目的が定められています。また、校納金（学校給食費、教材費等）を免除する制度ではありませんので、学校への校納金は必ずお支払いください。校納金の納付状況が悪くなると支給を停止することがあります。
- (2) 申請書の世帯員には、同一生計の方全員を記入してください。就学援助では原則として、保護者と住民票の世帯が同一の場合は同一生計とみなします。「祖父母と同一世帯だが生計は別である」等の時は、同種同月の公共料金（電気・ガス・水道）の領収書や明細の写し（各世帯それぞれ3か月分）等があれば、別世帯としての取扱いが可能です。

また、勤務、就学、療養等で別居していても、生活費、学資金、療養費等の送金が常に行われている場合には、同一生計として審査します。

◆◆お問い合わせ・申請書提出先◆◆

〒899-0292 出水市緑町1番3号 出水市教育委員会教育総務課（出水市役所4階7番窓口）
電話：63-4078（直通） FAX：62-4811 Email：kyoso_c@city.izumi.kagoshima.jp